

# 広島県市町公文書等保存活用連絡協議会設置要項

## 1 名称

「広島県市町公文書等保存活用連絡協議会」(略称：広文協)

## 2 目的

公文書館法の趣旨に基づき，県や市町が保管している公文書等及び地域に伝存する古文書・記録類(公文書等)を歴史資料として保存活用することに関して，会員相互の連絡と協調を図り，もって行政の円滑な推進及び地域文化の振興に寄与することを目的とする。

## 3 会員及び登録部課・機関

1 市町 1 会員とし，関係部課・機関を登録する(文書主管課と文化財担当課は原則として登録する。図書館・資料館・市町史編纂室などの関係機関も登録できる)。登録した関係部課・機関は研修会等の案内，ニュースレター等の送付を受けることができる。

## 4 組織

役員：会長・副会長・理事・監事部会(例；歴史的文書保存のための文書保存管理，市町史編纂，所在調査等、会員のニーズに基づき設置する)

## 5 事業

- (1) 研修会の開催，調査・研究
- (2) 諸資料の収集・配布，情報の交換
- (3) 機関誌等の刊行
- (4) その他必要な事業

## 6 会費

町；3,000 円，市；5,000 円

## 7 会則

別紙のとおり

# 広島県市町公文書等保存活用連絡協議会会則

(2007.5.24 総会で変更承認)

(名称及び事務局)

第1条 この会は、広島県市町公文書等保存活用連絡協議会(以下「広文協」という。)と称し、事務局を広島県立文書館内に置く。

(目的)

第2条 広文協は、公文書館法(昭和62年法律第115号)の趣旨に基づき、県及び県内の市町が保管している公文書等及び地域に伝存する古文書・記録類(以下これらを「公文書等」と総称する。)を歴史資料として保存活用することに関して、会員相互の連絡と協調を図り、もって行政の円滑な推進及び地域文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 広文協は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 公文書等の保存活用に関する各種研修会の開催及び調査研究
- (2) 諸資料の収集配布及び情報の交換
- (3) 機関誌等の発行
- (4) その他必要な事業

(会員)

第4条 広文協は県及び県内の市町で広文協への加入の意思表示をした市町をもって会員とする。

(会費)

第5条 会員は別に定めるところにより会費を納入するものとする。

(役員)

第6条 広文協に次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 1人
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 2名

(役員の選出)

第7条 理事・監事は総会において会員の互選により選出する。会長・副会長は理事の互選により選出する。

(役員の職務)

第8条 会長は広文協を代表し、会務を総括する。  
2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その会務を代行する。

3 理事は会務を執行し、監事は会計を監査する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は、総会から次の総会(臨時総会は除く。)までとする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第10条 会議は総会及び理事会とする。

2 総会は、年1回とし、会長がこれを召集する。ただし、必要に応じ、臨時に開催することができる。

3 総会は、事業計画、予算及び決算、会則の変更、会費の改定、その他重要事項について議決する。

4 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が随時これを召集する。

5 理事会は、総会に付議すべき事項、広文協の運営等について議決する。

(部会)

第11条 公文書等の保存活用に関する特定の事項について研究・協議するため、理事会の承認を得て部会を置くことができる。

(会計)

第12条 広文協の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第13条 広文協の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第14条 その他必要な事項については、会長が理事会に諮り、別に定める。

附則

この会則は、平成13年11月19日から施行する。

附則

この会則は、平成19年5月24日から施行する。